

[事案 16-18] 契約取消保険料返還請求

- ・平成 16 年 11 月 26 日 裁定受理
- ・平成 17 年 3 月 24 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

10 年前、満期保険金が 100 万円の保険ということで加入したが、満期が近くなったので今回初めて保険証券を開封したところ申込書の筆跡が相違しており(告知書の筆跡は申立人のものである)保険の内容も異なっている。契約当初に遡り契約の無効を訴え払込保険料の全額返還求める。

< 保険会社側の主張 >

本件契約は有効に成立・継続しており申立人の請求には応じられない。

取扱担当者は定期保険特約付終身保険を勧めていたが、申立人の奥様より保険料を安くしてほしいとの要望が出されたため保険種類を定期保険に変更し、申立人には奥様同席のもと設計書を提示のうえ説明したが、その際満期保険金が支払われるとの説明はしていない。

また、入院保障特約は奥様が特に希望したので付加されたものである。契約締結にあたってはその場で申込書に申立人の署名を求めず後日受け取ったが、押印は奥様が行っている。署名の経緯は取扱担当者の記憶が定かではないが、他の筆跡と比べる限り奥様が記入したものであると思われる。

申立人は奥様に契約内容の決定を任せていたとみられるところ、保険料や特約について要望を出した奥様は契約の内容を十分承知していたと考えられことから、申立人が契約内容を誤解していたとしてもその誤解につき重過失があり、錯誤の主張はできないというべきである。申立人は契約当初から申込書に自署していないことは当然知っていたのであるから、申込書の署名が自署でないことをもって、契約締結後 10 年近く経過した後には契約が無効であると主張するのは信義則に反するというべきである。また、保険証券は申立人自身が 10 年近く所持し、保険会社は毎年 1 回「契約のたより」を申立人に送付していることから契約内容を確認する機会は十分にあったといえる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は審理を進める中で、申立人、当時の取扱担当者、保険会社それぞれから契約締結に至る経緯等について事情聴取を行い、裁定書をもって以下のとおり判断を示した。

裁定審査会は裁判外紛争解決手続であるから裁判所のような高度な蓋然性までは要求されないものの、本件は申立契約が満期保険金のない定期保険であることは事実であり、錯誤が存在したか否かは契約申込当事りに申立人において満期保険金が支払われる保険であると思っていたことが証明される必要がある。

契約者である申立人が受領して自宅に保管していた保険証券には「お支払する保険金額」として死亡・高度障害のときに 1000 万円と明記されており満期保険金の記載はないこと、申立人は満期保険金として 100 万円が受領できるという設計書を見せられたと供述するが申立人からそのような設計書が提出されないこと、10 年間の保険期間中、申立人は契約内容に異議を申し出していないこと、保険期間中に積立配当金を請求してそ

の支払を受けていること(積立配当金の署名は申立人の筆跡ではないことが窺われるが受領自体は申立人の意思に基づくものと推認できる) 諸般の客観的事情から考えると契約申込み時に満期保険金が支払われる保険であると思っていたと推認することはできない。

申込書の筆跡は告知書の同人の署名と照合すると申立人の筆跡ではないことが窺われるが、申込書に押印されている印影は申立人の印鑑であり、申立人の妻が保管していたこと、第三者が当該印鑑を使用したことを窺わせる事実はないことを考えると申込書の署名が本人の筆跡でないとしても申立契約が申立人の意思に反してなされたものとまでは推認することはできず、上記判断に影響を及ぼさない。本件主位的申立は理由がないことに帰する。また、満期保険金の支払を求める予備的申立はそれを裏付ける証拠はないので、予備的申立も理由がない。